大東産第２９１０号
令和８年１０月６日

大 阪 府 知 事　様

大東市長　逢坂　伸子

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和８年７月８日付け商業第1197号で照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　　カナートモール住道
　　大東市大野一丁目１０５３番２ 他

２　意見及びその理由
　　なし